

岩手県医療局管理規程第4号

医療局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県医療局長 田村均次

医療局代決専決規程の一部を改正する規程

医療局代決専決規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																														
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定病院 医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）<u>別表第3</u>の左欄に掲げる病院をいう。</p> <p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、第1号、第2号又は第3号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="3">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> <th>第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長</td> <td>次長</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主管の総括課長又はシステム管理室長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>次長</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主管の総括課長又はシステム管理室長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>総括課長</td> <td>担当課長（医事企画指導監、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者			第1順位者	第2順位者	第3順位者	局長	次長	[略]				主管の総括課長又はシステム管理室長		次長	[略]				主管の総括課長又はシステム管理室長			[略]				総括課長	担当課長（医事企画指導監、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び	[略]		<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定病院 医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）<u>第4条第26項第24号の表</u>の左欄に掲げる病院をいう。</p> <p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、第1号、第2号又は第3号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="3">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> <th>第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長</td> <td>次長</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主管の総括課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>次長</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主管の総括課長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>総括課長</td> <td>担当課長（薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監を含</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者			第1順位者	第2順位者	第3順位者	局長	次長	[略]				主管の総括課長		次長	[略]				主管の総括課長			[略]				総括課長	担当課長（薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監を含	[略]	
決裁権者		代決権者																																																													
	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																																												
局長	次長	[略]																																																													
		主管の総括課長又はシステム管理室長																																																													
次長	[略]																																																														
	主管の総括課長又はシステム管理室長																																																														
[略]																																																															
総括課長	担当課長（医事企画指導監、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び	[略]																																																													
決裁権者	代決権者																																																														
	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																																												
局長	次長	[略]																																																													
		主管の総括課長																																																													
次長	[略]																																																														
	主管の総括課長																																																														
[略]																																																															
総括課長	担当課長（薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監を含	[略]																																																													

	栄養指導監を含む。2以上の担当課長を置く課にあつては、当該事務を担当する担当課長)又は特命課長		
システム管理室長又はは医事支援推進監	医師支援推進室長又はシステム管理室長があらかじめ指定する職員		
[略]			

(2) 病院における代決

決裁権者		代決権者	
		第1順位者	第2順位者
院長	診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理企画部及び医療安全管理部、中央病院以外の病院の診療科並びに救命救急センター及び周産期医	統括副院長(統括副院長を置かない病院にあつては、副院長(2以上の副院長並びに救命救急センター長及び周産期医療センター長を置く病院にあつては院長があらかじめ定める順位による副院長並びに救命救急センター長))	副院長(2以上の副院長並びに救命救急センター長及び周産期医療センター長を置く病院にあつては院長があらかじめ定める順位による副院長並びに救命救急センター長、統括副院長を置かない病院にあつては院長があらかじめ指定する医師たる職員(2以上の副院長並びに救命救急セン

	む。2以上の担当課長を置く課にあつては、当該事務を担当する担当課長)又は特命課長		
医事支援推進監	医師支援推進室長があらかじめ指定する職員		
[略]			

(2) 病院における代決

決裁権者		代決権者	
		第1順位者	第2順位者
院長	診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部並びに地域医療福祉連携室、中央病院以外の病	統括副院長(統括副院長を置かない病院にあつては、副院長(2以上の副院長又は救命救急センター長若しくは理事を置く病院にあつては院長があらかじめ定める順位による副院長又は救命救急センター長若しくは理事))	副院長(2以上の副院長又は救命救急センター長若しくは理事を置く病院にあつては院長があらかじめ指定する医師たる職員(2以上の副院長又は救命救急センター

療センター 二（以下「診療部等」という。）の所掌する事務	ター長及び周産期医療センター長を置く病院にあっては、院長があらかじめ定める順位による他の副院長並びに救命救急センター長）	
[略]		
[略]		

(3) [略]
(次長の専決事項)

第6条 本庁の次長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 医師支援推進室長、総括課長及びシステム管理室長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 医師支援推進室長、総括課長及びシステム管理室長の休暇に関すること。
- (3) [略]
- (4) 医師支援推進室長、総括課長及びシステム管理室長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5)～(13) [略]

2 [略]
(総括課長等共通専決事項)

第7条 本庁の総括課長、システム管理室長及び医師支援推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 担当課長、特命課長、医事企画指導監、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (5) 担当課長、特命課長、医事企画指導監、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。

院の診療科及び診療科等、医療安全管理室、感染管理室及び地域生活支援連携室並びに救命救急センター（以下「診療部等」という。）の所掌する事務	長若しくは理事を置く病院にあっては、院長があらかじめ定める順位による他の副院長又は救命救急センター長若しくは理事）	
[略]		
[略]		

(3) [略]
(次長の専決事項)

第6条 本庁の次長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 医師支援推進室長及び総括課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 医師支援推進室長及び総括課長の休暇に関すること。
- (3) [略]
- (4) 医師支援推進室長及び総括課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5)～(13) [略]

2 [略]
(総括課長等共通専決事項)

第7条 本庁の総括課長及び医師支援推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 担当課長、特命課長、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (5) 担当課長、特命課長、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。

(6)～(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(総括課長等指定職員専決事項)

第7条の4 医師支援推進室長、総括課長又はシステム管理室長が指定する職員は、前条各号に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で医師支援推進室長、総括課長又はシステム管理室長があらかじめ指定した事項及び次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(12) [略]

(室長、総括課長及び担当課長等の専決事項)

第8条 管理課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(9) [略]

計画担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

総務担当課長専決事項

(1) 文書及び物件の收受、配布及び発送に関すること。

(2) 庁内の消耗備品、燃料及び消耗品の購入に関すること。

(3) 借入れをする日の属する月の末日までに償還が予定される10億円未満の一時借入金の借入れに関すること。

(4) 当繕工事請負契約内容証明に関すること。

(5) 不動産の使用の許可に関すること。

(6) 固定資産（医療器械、備品、車両及び放射性同位元素

(6)～(10) [略]

(11) 収入金に関すること。

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(総括課長等指定職員専決事項)

第7条の4 医師支援推進室長又は総括課長が指定する職員は、前条各号に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で医師支援推進室長又は総括課長があらかじめ指定した事項及び次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(12) [略]

(室長、総括課長及び担当課長等の専決事項)

第8条 経営管理課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(9) [略]

総務担当課長専決事項

(1) 文書及び物件の收受、配布及び発送に関すること。

(2) 庁内の消耗備品、燃料及び消耗品の購入に関すること。

(3) 借入れをする日の属する月の末日までに償還が予定される10億円未満の一時借入金の借入れに関すること。

(4) 不動産の使用の許可に関すること。

(5) 当繕工事請負契約内容証明に関すること。

(6) 固定資産（医療器械、備品、車両及び放射性同位元素を除く。）の評価に関すること。

(7) 文書事務の指導に関すること。

(8) 保存文書の部外に対する閲覧許可に関すること。

(9) 庁用自動車の使用に関すること。

企画予算担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

を除く。)の評価に関すること。

(7) 文書事務の指導に関すること。

(8) 保存文書の部外に対する閲覧許可に関すること。

(9) 庁用自動車の使用に関すること。

2 職員課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 医療局職員の職の設置に関する規程(昭和35年岩手県医療局管理規程第7号。以下「職の設置に関する規程という。)」第2条第3項に規定する職員(医師及び歯科医師の職にある職員を除く。)及び職の設置に関する規程第4条第1項に規定する職員の任免、昇給及び昇格に関すること。

(2)～(9) [略]

人事給与担当課長専決事項

(1) 職員の給料の調整額に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

2 職員課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 組織規程第5条第4項及び第5項の表の左欄に掲げる職にある職員(医師及び歯科医師の職にある職員を除く。)及び同条第6項の表の左欄に掲げる職にある職員の任免、昇給及び昇格に関すること。

(2)～(9) [略]

人事研修担当課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

給与担当課長専決事項

(1) 職員の給料の調整額に関すること。

(2) 職員(局長が別に定める職員に限る。以下給与担当課長専決事項において同じ。)の住居手当の月額決定又は改定に関すること。

(3) 職員の単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること。

(4) 職員の扶養親族の認定に関すること。

(5) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定に関すること。

(6) 職員の児童手当及び子ども手当の受給資格等の認定に関すること。

3 医事企画課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 医事業務の調整に関すること。

(2) 医事業務の指導に関すること。

(3) 収入確保に関すること。

(4) 1件の金額7,000万円以上の支出負担行為のうち、備品に係る予定価格(1台又は1品目の価格が7,000万円以上のものを除く。)の作成に関すること。

3 業務課の分掌事務につき、総括課長、医事企画指導監及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 医療事務に関すること。
- (2) 薬事、臨床検査、看護、栄養管理その他患者サービスの指導に関すること。
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]

医事企画指導監専決事項

- (1) 収入確保に関すること。
- (2) 医療事務の指導に関すること。
- (3) 医療相談の指導に関すること。

業務医事担当課長専決事項

医療器械、備品、車両及び放射性同位元素の評価に関すること。

4 システム管理室の分掌事務につき、室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 1件の金額3,500万円以上の支出負担行為のうち、備品に係る予定価格（1台又は1品目の価格が3,500万円以上のものを除く。）の作成に関すること。
- (2) 備品の評価に関すること。

5 [略]

(医事企画指導監等の専決事項)

第8条の2 医事企画指導監、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監は、業務課総括課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で業務課総括課長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(病院の長の専決事項)

医事担当課長専決事項

- (1) 医事業務の分析に関すること。
- (2) 医事業務の調査及び統計に関すること。

システム担当課長専決事項

- (1) 情報システムの管理に関すること。
- (2) 情報システムの適用業務の調整に関すること。
- (3) 情報システムに関する知識及び技術の普及向上に関すること。
- (4) 情報システムの管理運営に必要な備品の評価、管理及び処分に関すること。

4 業務支援課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 薬事、診療放射線、臨床検査、臨床工学、リハビリテーション、視能訓練、看護、栄養管理、医療社会事業、臨床心理、歯科衛生その他患者サービスの指導に関すること。
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]

支援担当課長専決事項

- (1) 医療器械、備品、車両及び放射性同位元素の評価に関すること。
- (2) 医療相談の指導に関すること。

5 [略]

(薬事指導監等の専決事項)

第8条の2 薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監は、業務支援課総括課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で業務支援課総括課長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(病院の長の専決事項)

第9条 病院の長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程別表第3の右欄に掲げる病院の長にあつては、第7号及び第8号に掲げるものを除く。

(1)～(12) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の長は、組織規程別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院に係る前項第7号及び第8号に掲げる事項を専決することができる。

3 [略]

(事務局長の専決事項)

第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程別表第3の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、第6号、第7号、第9号から第13号まで、第15号、第17号及び第24号に掲げるものを除く。

(1)～(15) [略]

(16) 利用料、使用料、手数料、固定資産及び不用品の売払代金その他の収入金を徴収すること。ただし、組織規程別表第3の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、診療契約に係る利用料等（別に定めるものを除く。）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の規定に基づき控除することとされているもの（以下「診療契約利用料等」という。）の徴収を除く。

(17)～(26) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の事務局長は、組織規程別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院に係る前項第6号、第7号、第9号から第13号まで、第15号、第16号（診療契約利用料等に係るものに限る。）、第17号及び第24号に掲げる事項を専決することができる。

3・4 [略]

(事務局次長の専決事項)

第11条の2 事務局次長（組織規程別表第4の左欄に掲げる病院の事務局次長に限る。）は、事務局長の専決事項のうち軽易又は定例的な事項で局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

第9条 病院の長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第26項第24号の表の右欄に掲げる病院

の長にあつては、第7号及び第8号に掲げるものを除く。

(1)～(12) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の長は、組織規程第4条第26項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院に係る前項第7号及び第8号に掲げる事項を専決することができる。

3 [略]

(事務局長の専決事項)

第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第26項第24号の表の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、第6号、第7号、第9号から第13号まで、第15号、第17号及び第24号に掲げるものを除く。

(1)～(15) [略]

(16) 利用料、使用料、手数料、固定資産及び不用品の売払代金その他の収入金を徴収すること。ただし、組織規程第4条第26項第24号の表の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、診療契約に係る利用料等（別に定めるものを除く。）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の規定に基づき控除することとされているもの（以下「診療契約利用料等」という。）の徴収を除く。

(17)～(26) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の事務局長は、組織規程第4条第26項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院に係る前項第6号、第7号、第9号から第13号まで、第15号、第16号（診療契約利用料等に係るものに限る。）、第17号及び第24号に掲げる事項を専決することができる。

3・4 [略]

(事務局次長の専決事項)

第11条の2 事務局次長（組織規程第3条第4項の表の左欄に掲げる病院の事務局次長に限る。）は、事務局長の専決事項のうち軽易又は定例的な事項で局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。